

■用語解説

【表127 用語解説】

依存財源	国や県から交付される財源。 具体的には、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、地方債、利子割交付金など。
インフラ <small>(インフラストラクチャー)</small>	国民の生活及び社会経済活動の下支えとなる基盤の総称。具体的には、道路・下水道・公園・河川・鉄道・通信情報施設など。
義務的経費	地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。人件費、公債費、扶助費など。
公債費	市が借り入れた地方債(市の借金)の元金や利子の返済と、一時的に現金が不足する時に借り入れる、一時借入金の利子に要する経費。
交付金	国や公共団体が、法令に基づき他の団体に交付する財政援助資金。
国庫支出金	特定の行政目的を達成するために、その経費に充てることを条件として、国が地方公共団体に交付する支出金。 国庫支出金には、国が義務として経費の全部または一部を負担する国庫負担金、国がその事務の執行を奨励したり、地方公共団体の財源を援助する目的で交付する国庫補助金、国の事務の委託に伴う国庫委託金がある。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入することができる財源。 具体的には、市税、使用料、手数料、財産収入など。
指定管理者制度	公の施設について、地方公共団体の指定を受けた民間事業者等に管理運営を行わせることにより、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とする制度。
消費的経費	支出の効果が単年度の短期間で終わる性質の経費。 具体的には人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助金など。
生産年齢人口	15歳から64歳までの一般に生産活動に従事する年齢層のこと。
大規模修繕	建築物の主要構造物の過半以上の老朽化に対応したの修繕工事、機能向上のための改修工事のこと。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和56年6月1日に施行された基準。
耐用年数	構造物から機械にいたるまでの固定資産が、壊れずに使用に耐えうる年数。
地方債	公共施設の建設事業に要する経費等の財源となる長期借入金。
長寿命化	建築物に求められる性能、機能を確保しながら、より長く施設を使用すること。
投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
普通会計	地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。 このため、地方財政では、これらの会計を総務省による一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計(一般会計+行政部門の特別会計)」、後者を「地方公営事業会計(企業活動部門の特別会計)」として区分している。

普通建設事業費	： 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業や用地の取得に要する経費のことで、国からの補助金又は負担金を受けて施行する「補助事業費」と市が国の補助を受けずに自主的に施行する「単独事業費」に分類される。
扶助費	： 高齢者や障がい者、児童などを援助するための社会保障制度の一環として支給される経費。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
物件費	： 人件費、維持補修費、扶助費、補助金等以外の消費的経費の総称。 具体的には賃金、旅費、委託料など。
補助金等	： 各種団体に対する補助金や交付金、一部事務組合への負担金などの経費。
用途地域	： 都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので第一種低層住居専用地域など12種がある。
DBO(デザイン・ビルド・オペレート)	： 公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。 民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う。 民間が資金調達を行うのに比べ、資金調達コストが低い。 一方、公共が資金調達を行うため、設計・施工、運営段階における金融機関によるモニタリング機能が働かない(働きづらい)点がPFIと異なる。
PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)	： 公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。
PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)	： 公民が連携して公共サービスの提供を行う、新しい官民協力の手法のこと。 PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

佐久市公共施設白書

平成26年3月

佐久市企画部企画課

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 番地

TEL 0267-62-2111(代表)内線 429・498

E-Mail kikaku@city.saku.nagano.jp